

「偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果

(対象：正会員・準会員 187 行)

1. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

(単位：件、百万円)

時 期	件 数	金 額
平成 15 年度	90	251
平成 16 年度	346	836
平成 17 年度	805	883
平成 18 年度	601	514
平成 18 年 4 月～6 月	194	154
平成 18 年 7 月～9 月	104	109
平成 18 年 10 月～12 月	171	119
平成 19 年 1 月～3 月	132	132
平成 19 年度	643	414
平成 19 年 4 月～6 月	137	85
平成 19 年 7 月～9 月	151	63
平成 19 年 10 月～12 月	275	195
平成 20 年 1 月～3 月	80	71
平成 20 年度	341	221
平成 20 年 4 月～6 月	195	120
平成 20 年 7 月～9 月	51	50
平成 20 年 10 月～12 月	74	32
平成 21 年 1 月～3 月	21	19

2. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について

時 期	対応方針決定済件数	うち補償件数	補償率
平成 20 年 1 月～3 月	79	77	97.5%
平成 20 年 4 月～6 月	195	193	99.0%
平成 20 年 7 月～9 月	49	49	100%
平成 20 年 10 月～12 月	71	71	100%
平成 21 年 1 月～3 月	14	14	100%

(注1) アンケート結果は、自行のお客さま（預金者）からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に偽造キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生している、もしくは偽造カードによるローンの借入れである件数・金額を計上（配偶者や親族による払戻しを除く）。

(注2) 「時期」とは、当該事案について、預金等払戻しが発生した時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

以 上